

### 第3章 特別会計・公営企業会計決算状況

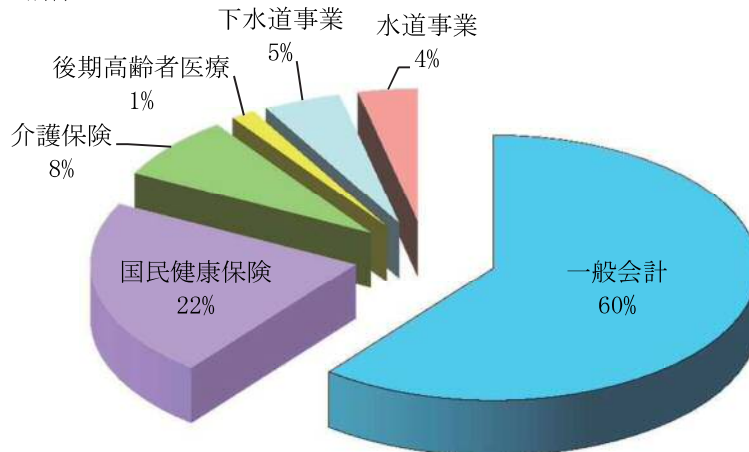
今迄は一般会計についてみてきました。

これからは三芳町財政の4割を占める、

特別会計・公営企業会計を見ていきましょう。



歳出・構成比



注) 平成19年度までは特別会計に「老人保健医療事業」がありましたが、平成20年度から「後期高齢者医療制度」が施行されたため、「老人保健医療事業」は廃止になりましたが、平成21年度までは「老人保健医療事業」廃止による整理期間として精算処理がありました。

しかし既に廃止された事業でもあり、本財政白書では触れません。

#### 1. 国民健康保険特別会計

Q：国民健康保険はどのような制度

A：三芳町に住む町民を対象にし病気やケガをしたときに病院に支払うお金を一部負担にする制度です。職場などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護をうけている方を除いた町民は加入しなければなりません。

Q：会計の仕組みは

A：①歳入は加入者からの国民健康保険税、国や県からの支出金と診療報酬支払基金からの交付金、町の一般会計からの繰入金です。

②歳出は保険者負担の保険給付金、後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金などです。

③一般会計と別会計で運営されていますが、不足分は一般会計から補填されています。

Q：平成23年度の決算状況は

平成23年度 国民健康保険特別会計 歳入決算

(単位：千円)

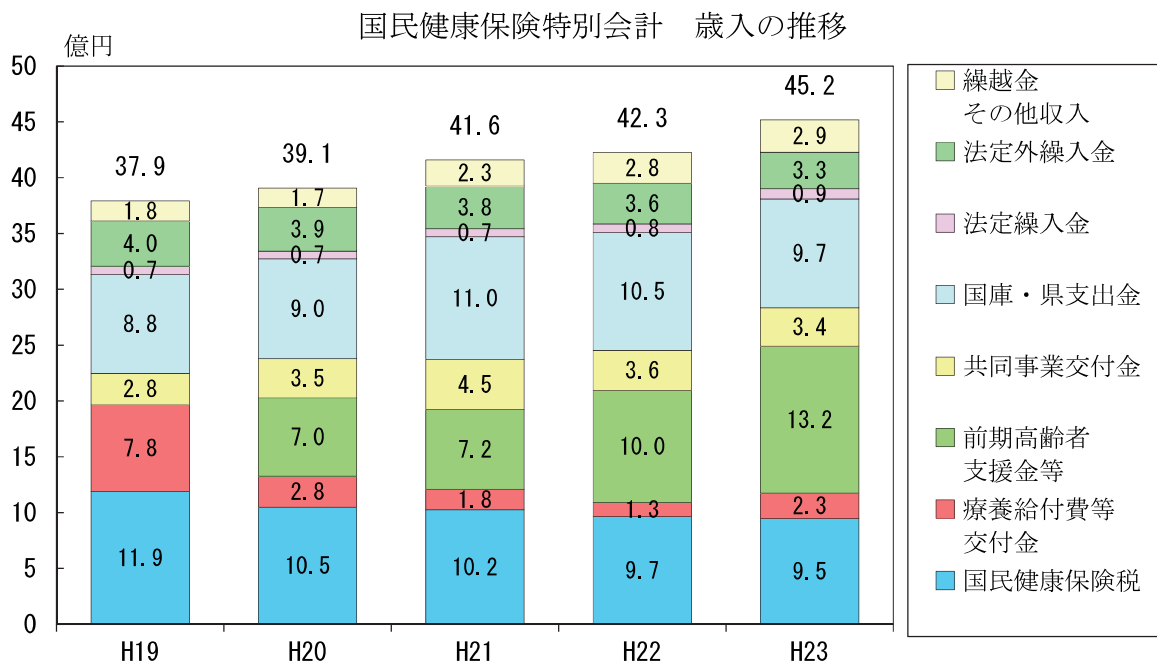
区 分	金 額	構成比	備 考
国民健康保険税	947,960	21%	町の被保険者から徴収した国民健康保険税
療養給付費等 交付金	226,196	5%	社会保険診療報酬支払基金が負担する金額 (退職者医療給付費等に対する金額)
前期高齢者交付金	1,316,276	29%	65歳～74歳の前期高齢者分に対する交付金
国庫支出金	785,652	21%	国からの支出金
県支出金	188,222	4%	県からの支出金
共同事業交付金	344,980	8%	高額医療費を国保団体連合会が負担する金額
他会計繰入金	419,040	9%	一般会計からの繰入金
繰越金	278,407	6%	前年度からの繰越金
その他収入	10,978	0%	
歳入合計	4,517,711	100%	

注) 他会計繰入金には人件費分を含みます。

Q：他会計繰入金とは

A：町の一般会計から繰入れられる他会計繰入金には、法令で定められた「法定繰入金」と任意で繰入れられる「法定外繰入金」があります。

「法定外繰入金」は住民の健康保険税の負担を軽減するため、財政状態や政策により町が任意で一般会計から繰入れられます。

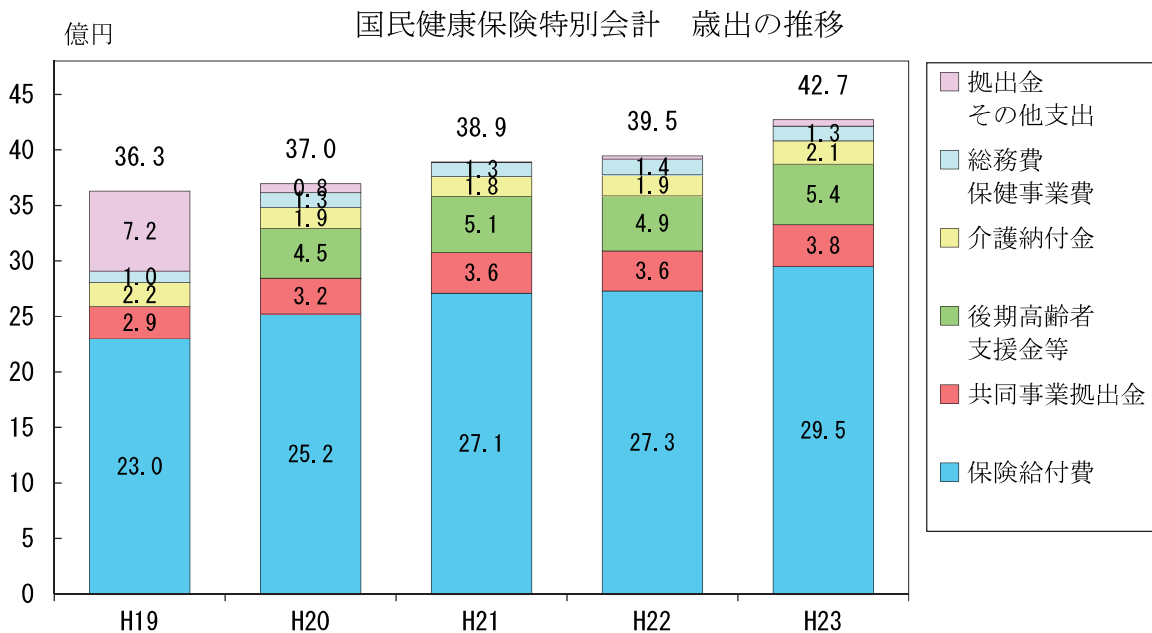


Q：平成23年度の歳出決算状況は

平成23年度 国民健康保険特別会計 歳出決算

(単位：千円)

区 分	金 額	構成比	備 考
保険給付費	2,948,128	69%	被保険者の医療費
共同事業拠出金	378,833	9%	高額医療費共同事業の費用にあてるため、町が「国保団体連合会」に対し拠出する
後期高齢者支援金	542,734	13%	現役世代の負担金として、後期高齢者医療制度への拠出金
介護給付費納付金	212,370	5%	40歳～64歳の国民健康保険加入者が負担する介護保険料で「社会保険診療報酬支払基金」へ納付される
保健事業費	46,204	1%	特定健康診査、人間ドック補助金等
総務費	85,750	2%	国保事業の運営等に要した費用
その他	56,891	1%	
歳出合計	4,270,910	100%	
歳入歳出差引額	246,801		



Q：黒字決算か赤字決算かわからない

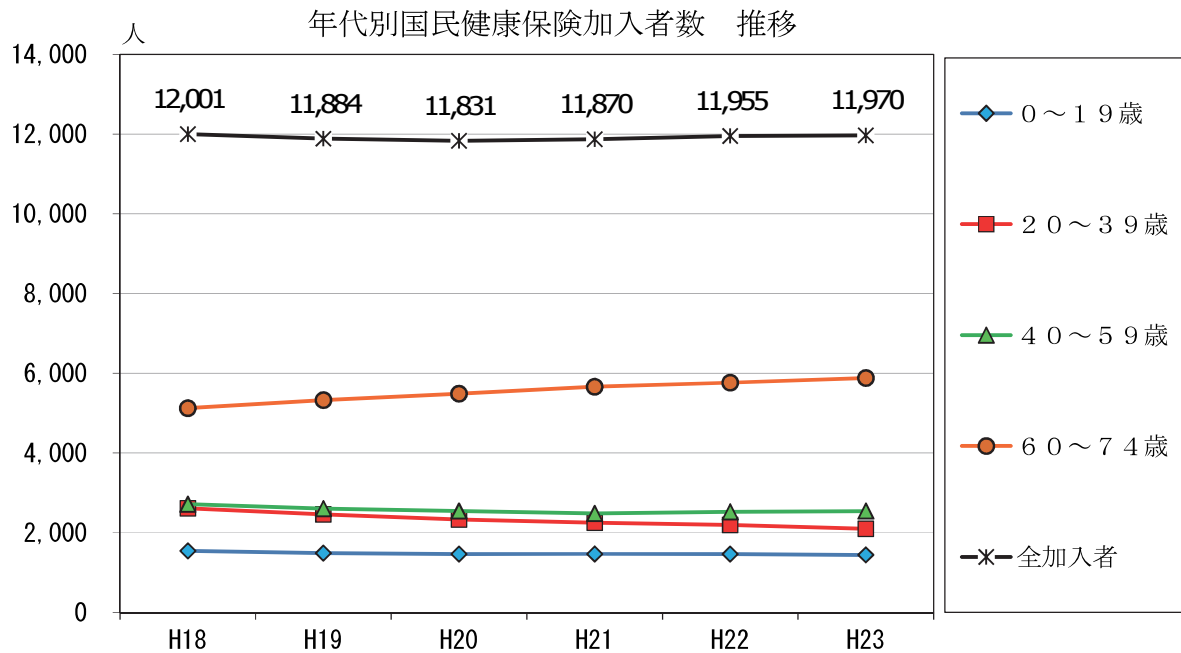
A：①平成23年度の一般会計からの繰入金は、法定繰入が9,450万円、法定外繰入が約3億2,454万円で合計4億1,904万円です。

②「歳入」－「法定外繰入金」－「繰越金」－「歳出」＝当期収支

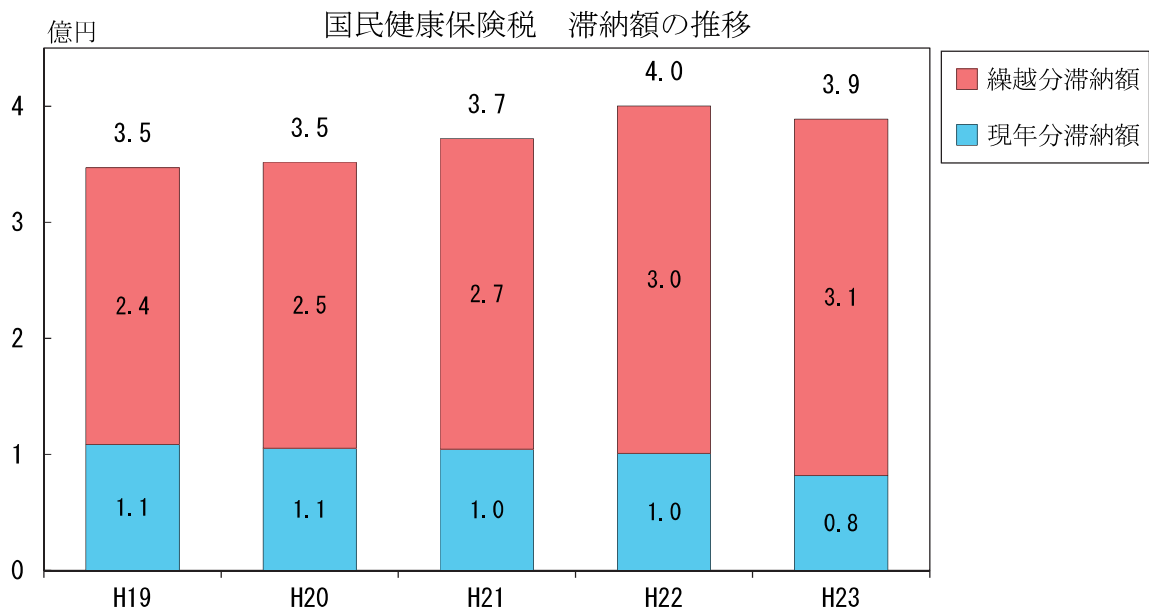
平成23年度でみると 45.2億－3.2億－2.8億－42.7億＝△3.5億

3.5億円の赤字となります。そのために一般会計から3億2,454万円を法定外繰入金として補助しています。

Q：国民健康保険の問題点は



A：60歳～74歳までの加入者数が増加していますが、20歳～39歳及び40歳～59歳のいわゆる現役世代の加入者が減少しています。今後も国民健康保険税の収入の減少が懸念されます。またリーマンショック後の景気低迷により、滞納額が増えています。その年の滞納額(現年分滞納額)と、以前の滞納額(繰越分滞納額)に分けた滞納額の推移です。



## 2. 介護保険特別会計

Q：介護保険制度はどのような制度

A：①65歳以上の被保険者が介護が必要になったとき、利用者の選択により必要な介護サービスを総合的かつ一体的に受けることが出来る制度です。

②町が運営し、保険料の徴収や保険給付費の支給、介護サービス施設への補助などを行っています。

③介護保険は3年(期)ごとに市町村単位で見直され、次期の介護保険の歳出・歳入予測から介護保険料が決められます。

Q：介護保険の財源は

A：①財源は、40歳以上の町民と国、県、市町村が負担しています。

②65歳以上の第1号被保険者は原則として年金からの特別徴収となり、年金からの徴収が出来ない場合は普通徴収となります。

③40歳～65歳未満の第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収されます。

④国、県、市区町村が介護給付費と地域支援事業費を拠出しています。負担の割合は下記表の通りです。

介護保険特別会計の財源比率

分類	費用負担のありかた	第1号被保険者	第2号被保険者	国	都道府県	市区町村
介護給付費	施設等給付費	21.00%	29.00%	20.00%	17.50%	12.50%
	居宅給付費	21.00%	29.00%	25.00%	12.50%	12.50%
地域支援事業費	介護予防事業 包括的支援事業	21.00%	29.00%	25.00%	12.50%	12.50%

注1) 第1号被保険者：65歳以上の町民

注2) 第2号被保険者：40歳～65歳未満の町民



Q：介護保険特別会計の決算状況は

平成23年度 介護保険特別会計 歳入決算

(単位：千円)

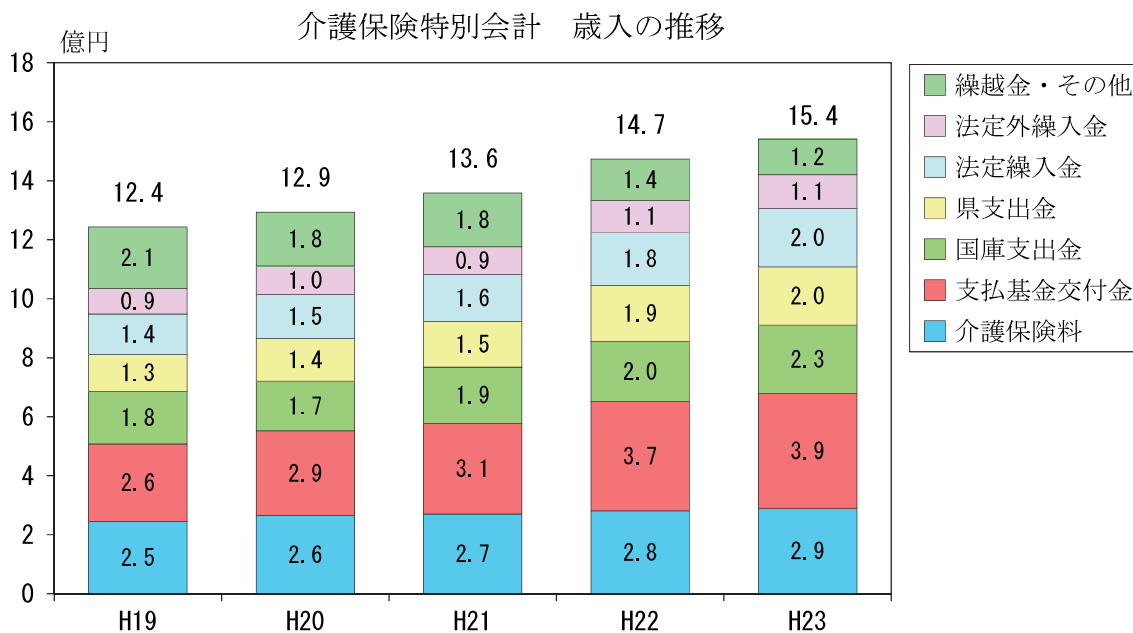
区 分	金 額	構成比	備 考
介護保険料	289,566	19%	第1号被保険者からの保険料
支払基金交付金	388,837	25%	第2号被保険者の納付金
国庫支出金	232,186	15%	国の負担金及び補助金
県支出金	197,097	13%	県の負担金及び補助金
他会計繰入金	312,355	20%	一般会計からの繰入金
基金繰入金	60,020	4%	第1号被保険料部分の余剰金を積立てた、準備基金の取崩しによる繰入金等
繰越金	55,583	4%	前年度の余剰金
その他収入	5,539	0%	
歳入合計	1,541,183	100%	

注) 一般会計からの繰入金には人件費分が含まれます。

Q：他会計繰入金とは

A：一般会計から繰入れられる他会計繰入金には、法令で定められた「法定繰入金」と任意で繰入れられる「法定外繰入金」があります。

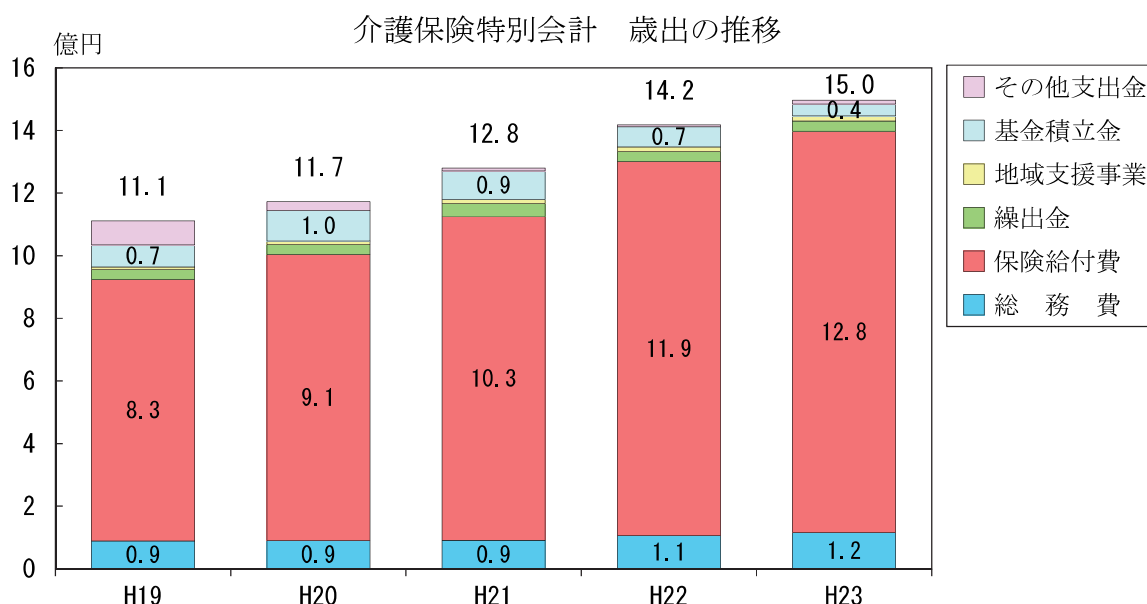
「法定外繰入金」は介護事業の充実を図るため、財政状態や政策により町が任意で一般会計から繰入れます。



平成23年度 介護保険特別会計 歳出決算

(単位：千円)

区 分	金 額	構成比	備 考
総務費	116,299	8%	介護保険事業の運営等に要した費用
保険給付費	1,280,691	85%	介護保険サービスに要した費用
地域支援事業費	16,083	1%	包括的支援や町独自の任意事業及び介護予防事業に要した費用
繰出金	33,373	2%	財政不足時に資金の交付・貸付を行うため、県が設置する基金への拠出金
基金積立金	37,685	3%	次期の運営のための積立金
その他	12,494	1%	
歳出合計	1,496,625	100%	
歳入歳出差引額	44,558		



Q：保険給付費はどんなサービスに使われているの

A：主なものとして、特別養護老人ホーム（特養）に2億7,790万円、介護老人保健施設（老健）に2億6,271万円、通所介護（デイサービス）等に2億3,699万円が使われています。

Q：黒字決算か赤字決算かわからない

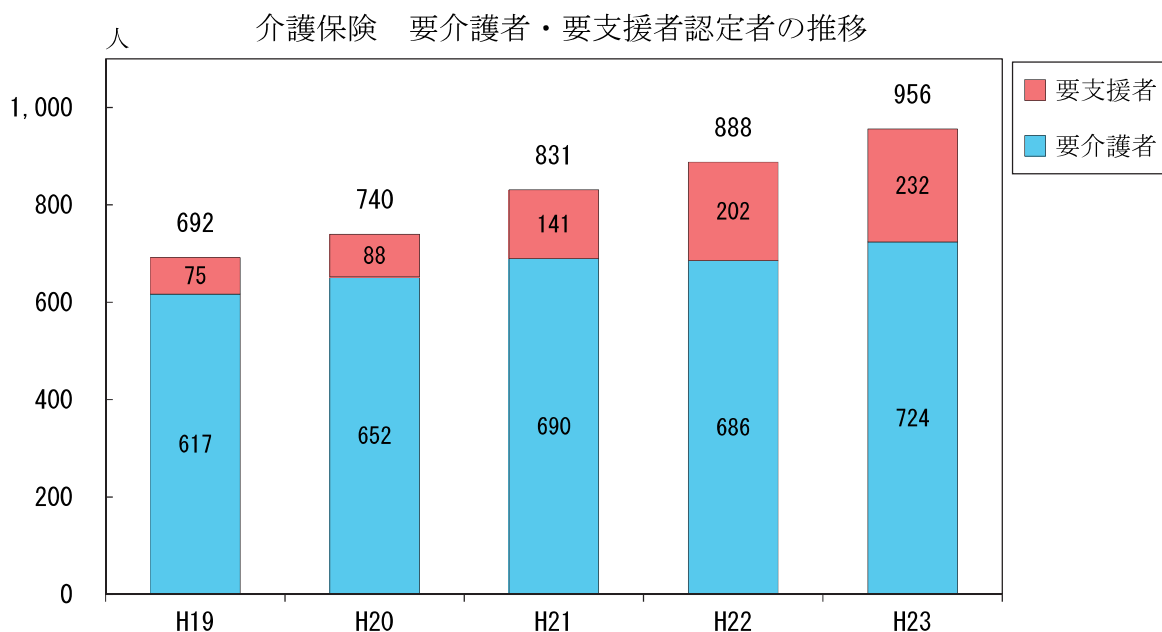
A：「歳入額」－「法定外繰入金」－「繰越金」－「歳出額」＝当期収支

平成23年度では

15.4億－1.1億－0.6億－15.0億＝△1.3億円 の赤字になります。

不足額の大半は、町の一般会計から補助である繰入金で補填しています。

Q：介護認定者の推移は



三芳の郷土芸能には、お囃子や里神楽などがあります。その一つに「車人形」があり、江戸時代末期の安政年間に竹間沢の前田家に伝えられました。

「車人形」は操り手が「ろくろ車」に座って人形の首（かしら）、手、足を一人で操る全国でも珍しい人形芝居です。

操り手が「ろくろ車」に座っているため、人形が歩く、かけるなど舞台を移動するときの動作が非常にスムーズで、操り手の絶妙な人形操作と相まって、自然な動きを楽しむことができます。

現在は「竹間沢車人形保存」のメンバーが中心になり、上演や継承活動を続けています。

毎年コピス（文化会館）で公演がありますから、是非一度お出かけ下さい。





### 3. 後期高齢者医療特別会計

Q：医療制度はどのような制度

A：後期高齢者医療制度は

①75歳以上の高齢者を「後期高齢者」として分類し独立させた、新しい保険制度が平成20年に設立されました。

②運営は都道府県ごとにある「後期高齢者医療広域連合」が行います。

Q：後期高齢者特別会計の財源は

A：後期高齢者医療会計は、下記になります。

①町の一般会計とは別会計で、町が徴収した保険料を埼玉県の広域連合に納付されます。

②後期高齢者医療制度の財源は、50%を国・県・市区町村、40%を現役世代の国民健康保険、協会けんぽ、企業の保険組合が拠出し、残り10%を被保険者が負担し、年金からの天引き又は個別に徴収されています。

被 保 険 者	現役世代	国	都 道 府 県	市 区 町 村
10%	40%	33.4%	8.3%	8.3%

③国・県・市区町村の負担分や各健保の現役世代負担分は、直接広域連合に納付されるので、特別会計には入りません。

Q：後期高齢者医療制度の保険料はどのように決められるの

A：保険料は2年ごとに見直され、2年間の財政運営を通じて収支が均衡するように設定され、各都道府県の広域連合で決められます。

従って保険料は各都道府県で異なります。

保険料の額は、加入者一人ひとりに均等に賦課される「均等割額」と、所得に応じて決められる「所得割額」の合計額です。

Q：平成23年度の歳入決算状況は

平成23年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算 (単位：千円)

区 分		金 額	割合	備 考
歳 入	後期高齢者医療保険料	231,451	79.8%	被保険者の保険料
	うち特別徴収保険料	121,137		直接徴収分
	繰 入 金	56,176	19.4%	一般会計からの繰入金
	うち保険基盤安定繰入金	33,919		低所得者等の保険料低減分を補償
	繰 越 金	1,994	0.7%	前年度からの繰越
	その他の収入	345	0.1%	
	歳入合計	289,966	100%	

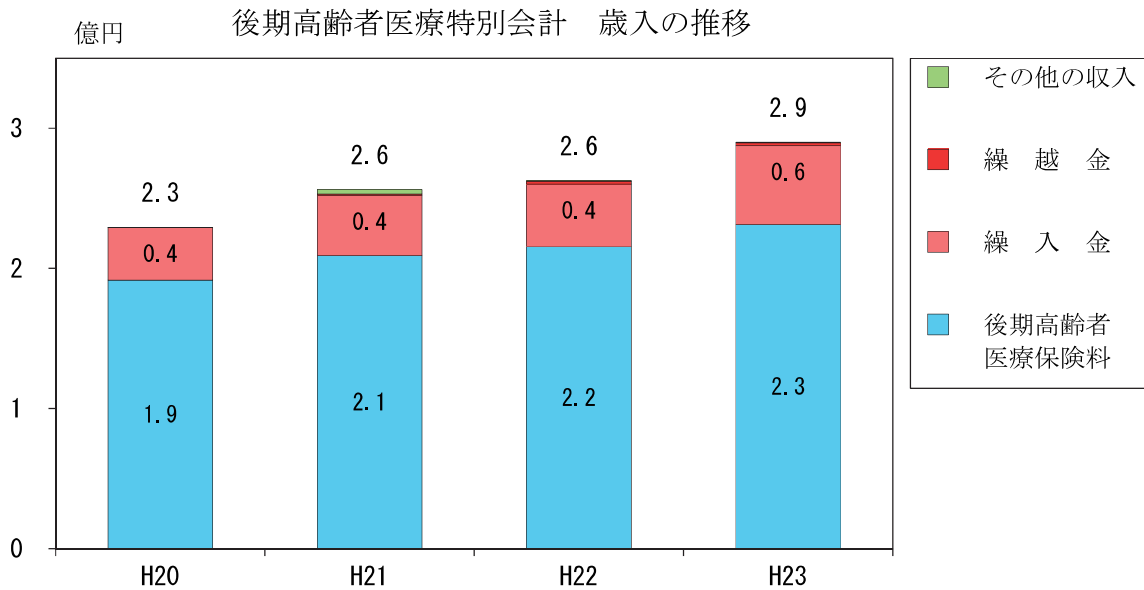
注) 一般会計からの繰入金には人件費分、1,792万円を含みます。

A：後期高齢者医療制度は都道府県単位の広域連合が運営するため、町の一般会計からは事務処理等の人件費以外の、保険料軽減のための「任意の繰入金」はありません。

従って後期高齢者医療保険料は、都道府県単位で一律の保険料になります。

Q：後期高齢者医療保険の歳入の推移は

A：後期高齢者医療制度は平成20年の4月から始まりました。従って平成19年度以前のデータはありません。



Q：平成23年度の歳出決算状況は

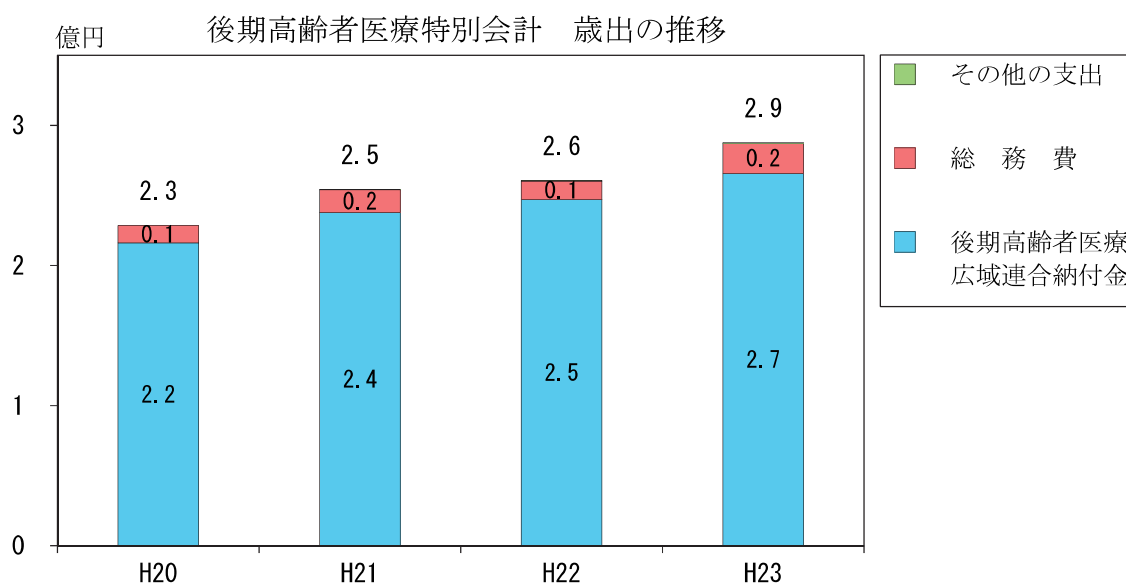
平成23年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算 (単位：千円)

区 分		金 額	割合	備 考
歳 出	総務費	21,547	7.5%	運営に関わる費用
	うち総務管理費	17,971		
	うち徴収費	3,576		
	後期高齢者医療 広域連合納付金	265,737	92.4%	
	その他の支出	312	0.1%	
	歳出合計	287,596	100%	
歳入歳出差引額		2,370		

A：歳出は「後期高齢者医療広域連合への納付金」がほとんどです。その他は事務処理関係の総務費になります。

Q：後期高齢者医療保険の歳出の推移は

A：歳入と同様に平成19年度以前のデータはありません。



#### 4. 下水道事業特別会計

三芳町の下水道事業は荒川右岸流域下水道として、昭和59年3月1日に開始されました。行政人口に対する下水道普及率は96%に達しています。

Q：下水道事業特別会計の歳入の状況は

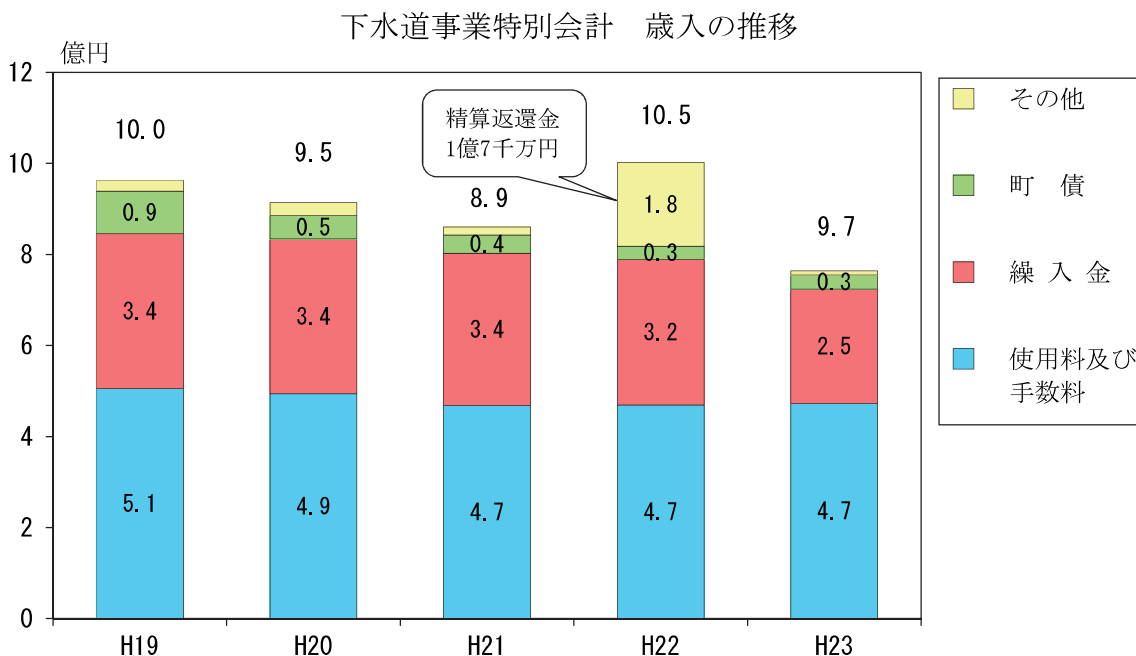
平成23年度 下水道事業特別会計 歳入決算 (単位：千円)

区 分	金額	割合	備 考
分担金及び負担金	6,242	0.6%	
使用料及び手数料	473,157	48.8%	町民からの下水道料金
繰入金	251,000	25.9%	一般会計からの繰入金
繰越金	205,605	21.2%	前年度からの繰越金
その他収入	3,000	0.3%	
町債	30,600	3.2%	
歳入合計	969,604	100.0%	

A：町民からの使用料と町からの繰入金でほとんどまかっています。

また今まで設備投資に多額の資金を必要とし、この財源は町債でまかなわれてきました。

Q：歳入の推移は



A：毎年度、荒川右岸流域下水道維持管理の負担金を拠出していますが、平成22年度には負担金の精算として1億7,554万円の返還がありました。

Q：歳出の状況は

平成23年度 下水道事業特別会計 歳出決算 (単位：千円)

区 分	金額	割合	備 考
総務費	401,967	43.2%	・維持管理費2億344万円 ・人件費他1億9,529万円 ・荒川右岸流域下水道維持管理負担金の精算分を一般会計へ繰出 1億600万円
事業費	49,411	5.3%	工事費等
公債費	479,967	51.5%	町債の元金及び利息の返済
歳出合計	931,345	100.0%	
歳入歳出差引額	38,259		

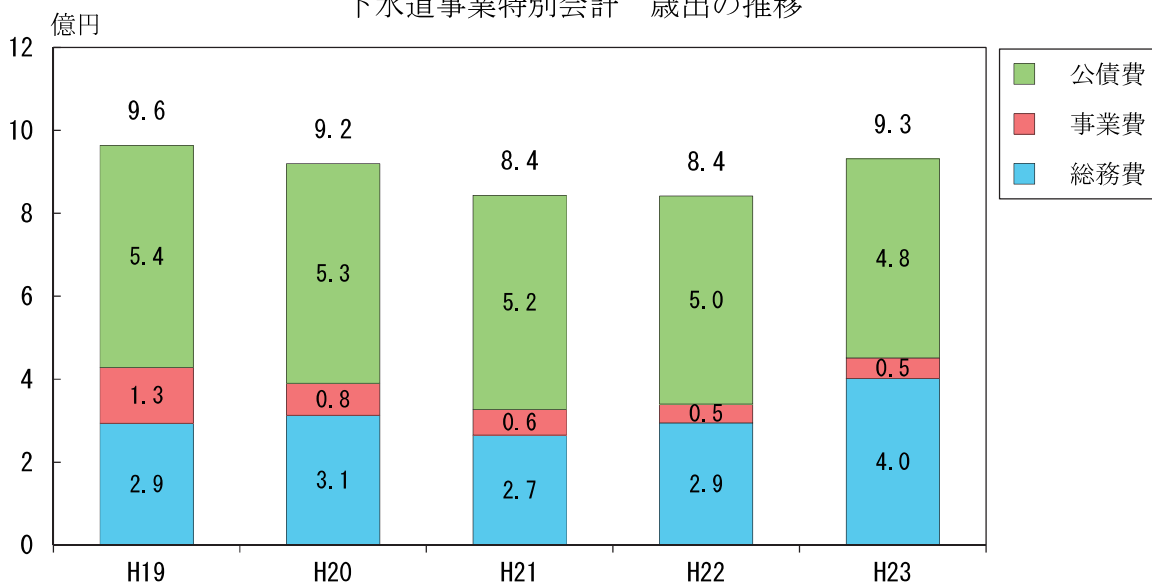
A：①維持管理費の大半は荒川右岸流域下水道維持管理の負担金で、平成23年度は1億8,035万円です。

②平成22年度の歳入として、荒川右岸流域下水道維持管理の負担金の精算が1億7,544万円有りましたが、平成23年度に、このうち1億600万円を一般会計へ繰出しました。

③老朽化した下水道の設備更新に多額の資金を必要とし、この財源は町債でまかなってきました。この町債の返済として、公債費（借金の返済）を毎年度5億円弱を支出しています。

Q：歳出の推移は

下水道事業特別会計 歳出の推移



Q：黒字決算か赤字決算かわからない

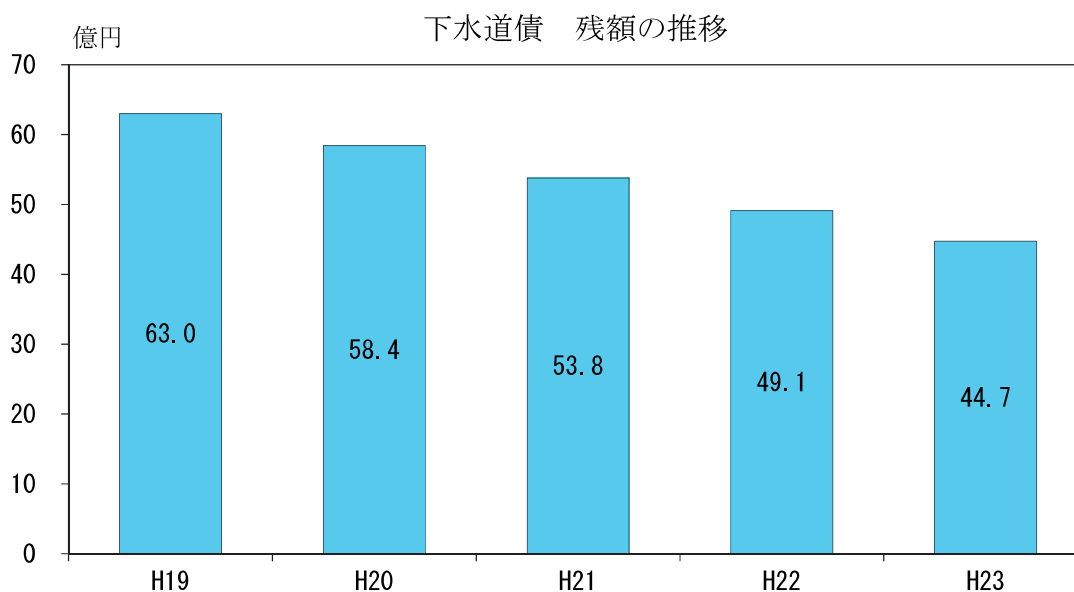
A：収支の計算は

「歳入」－「繰入金」－「繰越金」－「歳出」＝ 当期収支 です。

9.7億 － 2.5億 － 2.1億 － 9.3億 ＝ △4.2億

この赤字の大半は、一般会計からの繰入金で補填しています。

Q：下水道債の残額は



A：5年前は下水道債の残額は63億円ありましたが、公債費（借金の返済）で毎年度5億円を返済し、平成23年度は44億7,475万円です。

Q：一般会計の町債は平成23年度で103億円ですが、それ以外に町に借金があるということなの

A：下水道債は一般会計の町債とは別です。また水道事業でも企業債の残高が18億円ありますから、全部で166億円の借金があるということです。

Q：今後の問題はないの

A：下水道事業会計の赤字をいつも一般会計から補填することで、一般会計の財政負担を強いることになります。



## 5. 水道事業会計

水道事業会計は独立した公営企業が運用し、会計は独立採算です。

水道事業会計は「収益的収支」と「資本的収支」との2つに分かれています。

①収益的収支 給水にかかわる会計。

②資本的収支 水道管や設備などの資産管理にかかわる会計。

Q：収益的収支はどうなっているの

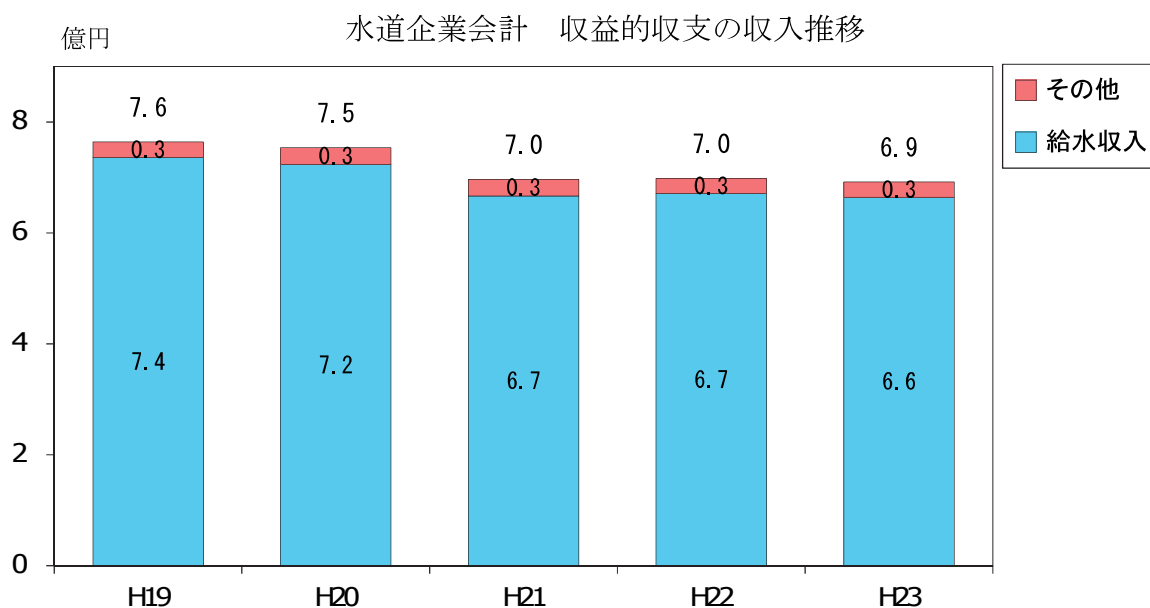
平成23年度水道事業会計 収益的収支 (単位：千円)

区 分		金 額
収 入	給水収益	664,494
	その他営業収益等	23,309
	営業外収益	3,998
	うち他会計補助	2,309
	合 計	691,801
支 出	原水・配水費等	323,325
	減価償却費	213,676
	その他営業費用等	120,471
	営業外費用・特別損失	50,925
	合 計	708,397
収支額		-16,596

A：①原水・配水費等及び減価償却費の支出を水道料金でまかなっています。

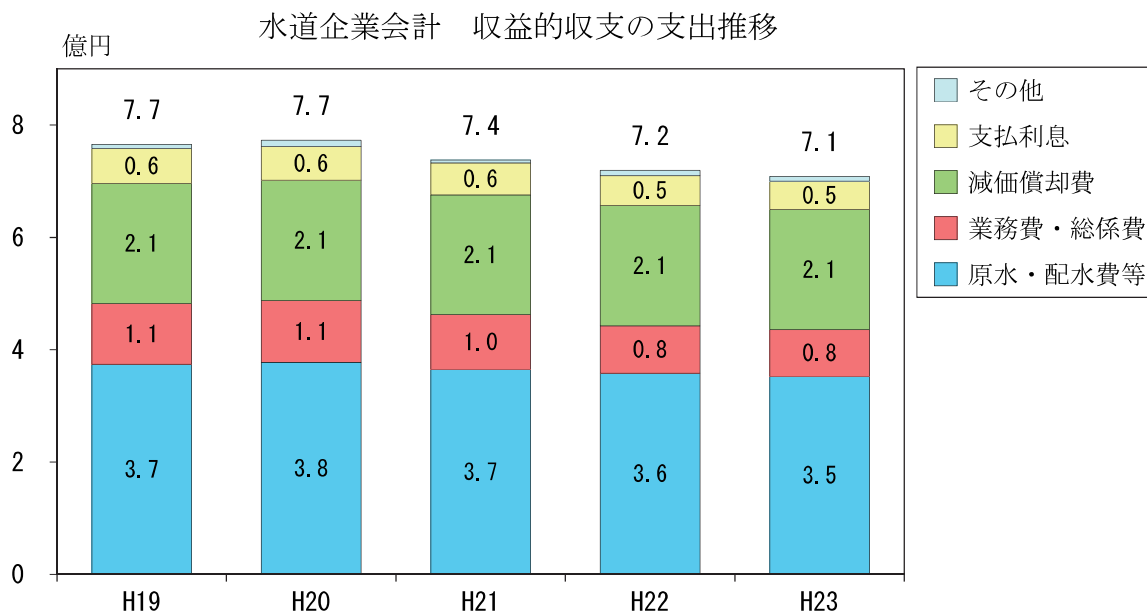
②平成23年度の収支では、1,660万円の赤字が発生しています。

Q：収益的収支の収入の推移は



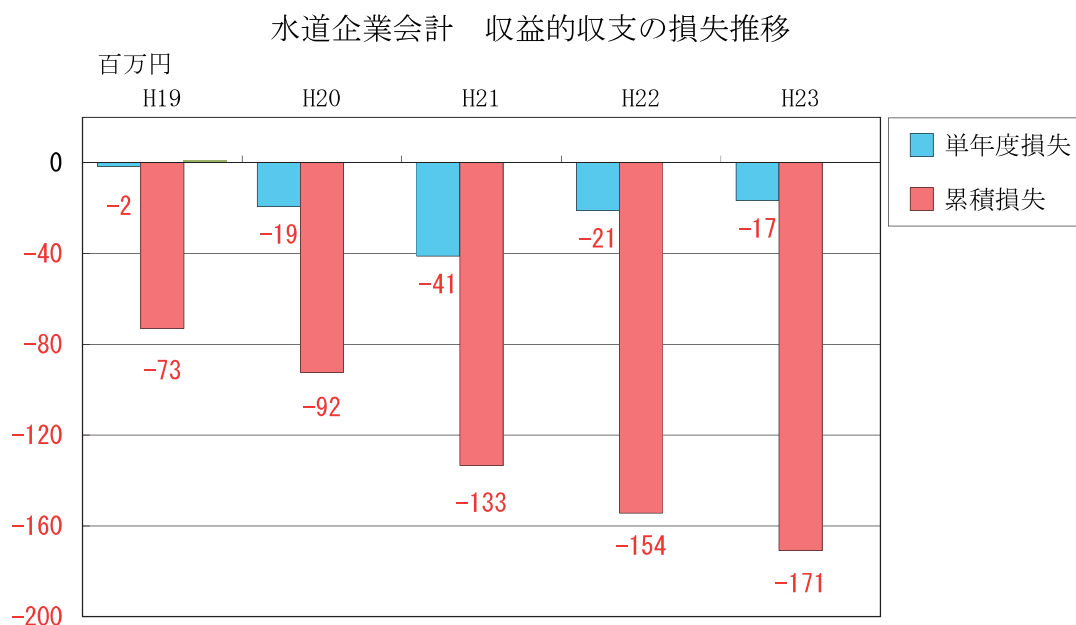
A：住民の節水意識の向上と、特に企業の水のリサイクルが進んだことで給水収入が減少しています。

Q：収益的収支の支出の推移は



A：節水が進んだことにより、給水量が減少し原水・配水費等が減っています。また、人件費や業務関係の業務費・総係費も減少しています。

Q：収益的収支の損失の推移は



A：収益的収支は6年連続の赤字になり、累積赤字は1億7,095万円になっています。



Q：資本的収支はどうなっているの

平成23年度水道事業会計 資本的収支 (単位：千円)

区 分		金 額
収 入	負担金・工事負担金	23,531
	企業債	109,000
	補助金・出資金	16,220
	合 計	148,751
支 出	建設改良費	359,899
	企業債償還金	125,418
	合 計	485,317
収支額		-336,566

A：長期間にわたって使用される水道管や設備などの建設、器材の購入などの費用 3億5,990万円や、企業債償還金（借入の返済金）1億2,542万円などの支出を、主に企業債の発行（借金）1億900万円でまかっています。

Q：収支はどうなっているの

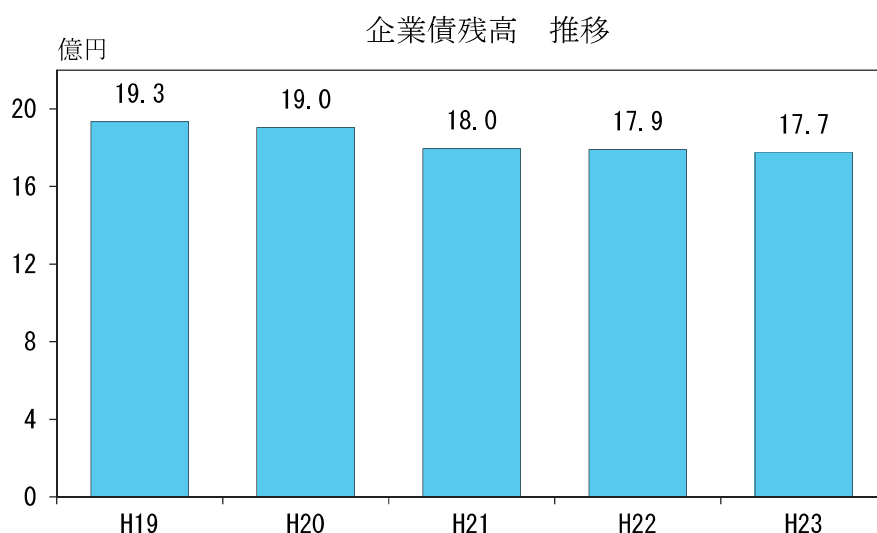
A：3億3,657万円の赤字が発生しています。

「消費税調整額」と「留保資金」で赤字を補填しています。

Q：企業債を発行しているの

A：水道事業会計は公営企業が運用しているので、借入は企業がします。

企業債の平成23年度末残額は17億7,482万円です。



Q：町全体の借金はいくら

A：一般会計の町債が103億円、下水道事業の町債が45億円、水道事業の企業債が18億円、合計で166億円です。

Q：近隣他市の水道料金はどのなの

A：水道料金は2ヶ月分がまとめて徴収されます。一般家庭、口径13mm、使用水道量6.2m<sup>3</sup>/2ヶ月のケースと比較すると三芳町の水道料金が安いことが分かります。

三芳町	富士見市	志木市	新座市	ふじみ野市	(円)
5,985	8,284	7,143	6,636	6,050	

Q：平成22年度の近隣市の「水道事業会計」の収支状況は

三芳町	富士見市	志木市	新座市	ふじみ野市	(千円)
-154,351	697,572	26,095	597,382	-433,127	

A：今後は施設の耐震化工事が予定されているため、工事に要する費用を企業債で借り入れる必要があり、減価償却費と支払利息が増加し、単年度の収益的収支の赤字が増加することが予想されます。

### 水道事業会計 図解

